（旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令の一部改正）

第五条　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令（昭和二十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

様式第１号

様式第１号

物納申請書

令和　年　月　日

財務大臣　殿

（申請者）
住　所
氏名又は商号
（代表者）

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令第２条の規定により、下記の通り物納を申請する。

なお、納付に充てる登録国債等については、その財務大臣名義に変更の登録請求書（　通）を同封送付する。

法第６条第２項の規定により納付に充てる邦貨債又はその利札の属する邦貨債の銘柄		
納付に充てる邦貨債及びその利札	別紙明細書の通り	
同上の収納価額	円	
施行令第１条により財務大臣が通知した納付すべき金額	円	
差引現金納付すべき金額	円	
申請者が邦貨債の第一次取得者の包括承継人であるときは、当該第一次取得者の住所、氏名又は商号（代表者）及び申請者との関係		

改正前

様式第１号

様式第１号

物納申請書

令和　年　月　日

財務大臣　殿

（申請者）
住　所
氏名又は商号
（代表者）　　㊞

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令第２条の規定により、下記の通り物納を申請する。

なお、納付に充てる登録国債等については、その財務大臣名義に変更の登録請求書（　通）を同封送付する。

法第６条第２項の規定により納付に充てる邦貨債又はその利札の属する邦貨債の銘柄		
納付に充てる邦貨債及びその利札	別紙明細書の通り	
同上の収納価額	円	
施行令第１条により財務大臣が通知した納付すべき金額	円	
差引現金納付すべき金額	円	
申請者が邦貨債の第一次取得者の包括承継人であるときは、当該第一次取得者の住所、氏名又は商号（代表者）及び申請者との関係		